

山口県報

平成22年
10月29日
(金曜日)

目次

告示

- 一 鳥獣保護区の設定に関する告示の一部改正(二件)(自然保護課).....
- 二 特別保護地区の指定に関する告示の一部改正(三件)(自然保護課).....
- 三 休猟区の指定(自然保護課).....
- 四 特定猟具使用禁止区域の指定に関する告示の一部改正(自然保護課).....
- 五 銃猟禁止区域の設定に関する告示の一部改正(二件)(自然保護課).....



山口県告示第三百七十一号

鳥獣保護区の設定に関する告示(昭和四十五年山口県告示第九百七号)の一部を次のように改正する。

平成二十二年十月二十九日

山口県知事 二井 閑成

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正七年法律第三十二号)第八条ノ二第一項の規定に基づき」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第一項の規定により」に、「設定する」を「指定する」に改める。

鴻ノ峯鳥獣保護区の一 区域に関する部分を次のように改める。

二 区域 山口市朝倉町、糸米一丁目、糸米二丁目、大手町、荻町、春日町、亀山町、

木町、熊野町、香山町、白石三丁目、滝町、水の上町、緑町及び上宇野令の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 二八二ヘクタール)

鴻ノ峯鳥獣保護区之三 存続期間に関する部分中「平成二十二年十月三十一日」を「平成三十二年十月三十一日」に改める。

鴻ノ峯鳥獣保護区之三 存続期間に関する部分の次に次のように加える。

四 鳥獣保護区に関する指針

(一) 鳥獣保護区の区分
森林鳥獣生息地

(二) 指定の目的

当該区域は、広葉樹を中心とした森林を有し、鳥獣の保護のため重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区として指定し、当該区域内の鳥獣の保護を図る。

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県山口農林事務所に備え置いて縦覧に供する。)

仁保小学校鳥獣保護区の一 区域に関する部分を次のように改める。

二 区域 山口市仁保中郷の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 三〇ヘクタール)

仁保小学校鳥獣保護区之三 存続期間に関する部分中「平成二十二年十月三十一日」を「平成三十二年十月三十一日」に改める。

仁保小学校鳥獣保護区之三 存続期間に関する部分の次に次のように加える。

四 鳥獣保護区に関する指針

(一) 鳥獣保護区の区分
身近な鳥獣生息地

(二) 指定の目的

当該区域は、広葉樹及び針葉樹の混交林並びに小学校及び中学校を有し、鳥獣の保護のため重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区として指定し、当該区域内の鳥獣の保護を図る。

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県山口農林事務所に備え置いて縦覧に供する。)

深坂鳥獣保護区の一 区域に関する部分を次のように改める。

二 区域 下関市大字蒲生野の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 三一五ヘクタール)

深坂鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中「平成二十二年十月三十一日」を「平成三十三年十月三十一日」に改める。

深坂鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分の次に次のように加える。
四 鳥獣保護区の保護に関する指針

- (一) 鳥獣保護区の区分
森林鳥獣生息地

(二) 指定の目的

当該区域は、広葉樹を中心とした森林を有し、鳥獣の保護のため重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区として指定し、当該区域内の鳥獣の保護を図る。

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県下関農林事務所に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百七十二号

鳥獣保護区の設定に関する告示(平成二十二年山口県告示第六百五十八号)の一部を次のように改正する。

平成二十二年十月二十九日

山口県知事 二井 関 成

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正七年法律第三十二号)第八条ノ八第一項の規定により」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第一項の規定により」に、「設定する」を「指定する」に改める。

三 存続期間に関する部分中「平成二十二年十月三十一日」を「平成三十三年十月三十一日」に改める。

三 存続期間に関する部分の次に次のように加える。

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

- (一) 鳥獣保護区の区分
希少鳥獣生息地

(二) 指定の目的

当該区域は、カラスバトが生息しており、鳥類の保護のため重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区として指定し、当該区域内の鳥獣の保護を図る。

山口県告示第三百七十三号

特別保護地区の指定に関する告示(昭和五十五年山口県告示第七十号)の一部を次のように改正する。

平成二十二年十月二十九日

山口県知事 二井 関 成

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正七年法律第三十二号)第八条ノ八第三項の規定に基づき」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十九条第一項の規定により」に改める。

深坂鳥獣保護区特別保護地区の二 区域に関する部分を次のように改める。

二 区域 深坂鳥獣保護区の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 四七ヘクタール)

深坂鳥獣保護区特別保護地区の三 存続期間に関する部分中「平成二十二年十月三十一日」を「平成三十三年十月三十一日」に改める。

深坂鳥獣保護区特別保護地区の三 存続期間に関する部分の次に次のように加える。

四 特別保護地区の保護に関する指針

- (一) 特別保護地区の区分
森林鳥獣生息地

(二) 指定の目的

当該区域は、広葉樹を中心とした森林を有し、ヒヨドリ、メジロ、ヤマガラ等の各種の鳥獣にとつて良好な生息環境にあるものと認められることから、特別保護地区として指定し、当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県下関農林事務所に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百七十四号

特別保護地区の指定に関する告示(昭和六十一年山口県告示第八百六十七号)の一部を次のように改正する。

平成二十二年十月二十九日

山口県知事 二井 関 成

鴻ノ峯鳥獣保護区特別保護地区の二 区域に関する部分を次のように改める。

二 区域 鴻ノ峯鳥獣保護区の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 四ヘクタール)

ル)

鴻ノ峯鳥獣保護区特別保護地区の三 存続期間に関する部分中「平成二十二年十月三十一日」を「平成三十二年十月三十一日」に改める。

鴻ノ峯鳥獣保護区特別保護地区の三 存続期間に関する部分の次に次のように加える。

四 特別保護地区の保護に関する指針

(一) 特別保護地区の区分
森林鳥獣生息地

(二) 指定の目的

当該区域は、広葉樹を中心とした森林を有し、ウグイス、ヒヨドリ、メジロ等の各種の鳥獣にとつて良好な生息環境にあるものと認められることから、特別保護地区として指定し、当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県山口農林事務所に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百七十五号

特別保護地区の指定に関する告示(平成二十二年山口県告示第六百六十号)の一部を次のように改正する。

平成二十二年十月二十九日

山口県知事 二井 関成

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正七年法律第三十二号)第八条ノ八第三項の規定により」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十九条第一項の規定により」に改める。

三 存続期間に関する部分中「平成二十二年十月三十一日」を「平成三十二年十月三十一日」に改める。

三 存続期間に関する部分の次に次のように加える。

四 特別保護地区の保護に関する指針

(一) 特別保護地区の区分
希少鳥獣生息地

(二) 指定の目的

当該区域は、カラスバトが繁殖しており、カラスバトにとつて良好な生息環境にあるものと認められることから、特別保護地区として指定し、当該区域内の鳥獣及

びその生息地の保護を図る。

山口県告示第三百七十六号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十四条第一項の規定により、休猟区を次のとおり指定する。

平成二十二年十月二十九日

山口県知事 二井 関成

一 名称 野道山休猟区

二 区域 山口市阿東徳佐上、阿東徳佐中及び阿東徳佐下の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 一、四三五ヘクタール)

三 存続期間 平成二十二年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県山口農林事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 名称 滑休猟区

二 区域 山口市徳地三谷及び徳地柚木の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 一、三八〇ヘクタール)

三 存続期間 平成二十二年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県山口農林事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 名称 二俣瀬・岐波休猟区

二 区域 宇部市あすとびあ一丁目、あすとびあ二丁目、あすとびあ三丁目、あすとびあ四丁目、あすとびあ五丁目、あすとびあ六丁目、あすとびあ七丁目、大字車地、大字西岐波、大字東岐波、大字山中及び大字善和の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 二、二七〇ヘクタール)

三 存続期間 平成二十二年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県美祿農林事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 名称 西万倉・船木休猟区

二 区域 宇部市大字西万倉、大字東万倉及び大字船木の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 一、八四四ヘクタール)

三 存続期間 平成二十二年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県美祿農林事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 名称 山野井休猟区

二 区域 山陽小野田市大字塙生、大字福田及び大字山野井の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 一、一二〇ヘクタール)

三 存続期間 平成二十二年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県美祿農林事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 名称 暮盤ヶ嶽休猟区

二 区域 萩市川上の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 一、五六三ヘクタール)

三 存続期間 平成二十二年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県萩農林事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 名称 南明寺山休猟区

二 区域 萩市大字椿の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 六九〇ヘクタール)

三 存続期間 平成二十二年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県萩農林事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 名称 小野山岳休猟区

二 区域 萩市大字明木及び大字佐々並の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 一、〇六七ヘクタール)

三 存続期間 平成二十二年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県萩農林事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 名称 長木・足谷休猟区

二 区域 萩市三見の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 三八〇ヘクタール)

三 存続期間 平成二十二年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県萩農林事務所に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百七十七号

特定猟具使用禁止区域の指定に関する告示(昭和四十七年山口県告示第七百五十六号)の一部を次のように改正し、平成二十二年十一月一日から施行する。

平成二十二年十月二十九日

山口県知事 二井 関成

岩国港銃猟禁止区域の一 名称に関する部分及び二 区域に関する部分を次のように改める。

一 名称 岩国港特定猟具使用禁止区域

二 区域 岩国市青木町一丁目、青木町三丁目、飯田町一丁目、飯田町二丁目、飯田町三丁目、今津町一丁目、今津町二丁目、尾津町一丁目、尾津町二丁目、尾津町三丁目、尾津町四丁目、尾津町五丁目、桂町一丁目、桂町二丁目、川口町一丁目、川口町二丁目、黒磯町一丁目、装束町一丁目、装束町五丁目、装束町六丁目、昭和町一丁目、昭和町二丁目、昭和町三丁目、新港町二丁目、新港町三丁目、新港町四丁目、立石町一丁目、灘町、日の出町、藤生町一丁目、保津町一丁目、保津町二丁目、麻里布町一丁目、麻里布町二丁目、三笠町一丁目、三笠町二丁目、三笠町三丁目、南岩国町一丁目、南岩国町三丁目、南岩国町五丁目、元町一丁目、元町二丁目、元町三丁目、元町四丁目、門前町三丁目、門前町四丁目、門前町五丁目、由宇町北一丁目、由宇町北七丁目、通津、長野及び由宇町並びに玖珂郡和木町和木五丁目及び和木六丁目区域(次の図に示す部分に限る。)(並びに玖珂郡和木町和木六丁目から岩国市由宇町北七丁目に至る土地の地先公有水面(次の図に示す部分に限る。)(面積 九、一二〇ヘクタール)

岩国港銃猟禁止区域の三 存続期間に関する部分の次に次のように加える。

四 禁止又は制限に係る特定猟具の種類 銃器

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県岩国農林事務所に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百七十八号

銃猟禁止区域の設定に関する告示(平成二十年山口県告示第八七七号)の一部を次のように改正する。

平成二十二年十月二十九日

山口県知事 二井 関 成

「鳥獣保護及狩猟二閑スル法律(大正七年法律第三十二号)第十条」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十五条第一項」に、「銃猟禁止区域」を「特定猟具使用禁止区域」に、「設定する」を「指定する」に改める。

一 名称に関する部分及び二 区域に関する部分を次のように改める。

一 名称 島田川特定猟具使用禁止区域

二 区域 岩国市周東町差川及び周東町用田の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 一六ヘクタール)

三 存続期間に関する部分中、「平成二十二年十月三十一日」を「平成三十二年十月三十一日」に改める。

三 存続期間に関する部分の次に次のように加える。

四 禁止又は制限に係る特定猟具の種類 銃器

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県岩国農林事務所に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百七十九号

銃猟禁止区域の設定に関する告示(平成二十二年山口県告示第六六十五号)の一部を次のように改正する。

平成二十二年十月二十九日

山口県知事 二井 関 成

「鳥獣保護及狩猟二閑スル法律(大正七年法律第三十二号)第十条」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十五条第一項」に、「銃猟禁止区域」を「特定猟具使用禁止区域」に、「設定する」を「指定する」に改める。

一 名称に関する部分を次のように改める。

一 名称 内川堤特定猟具使用禁止区域

三 存続期間に関する部分中、「平成二十二年十月三十一日」を「平成三十二年十月三十一日」に改める。

三 存続期間に関する部分の次に次のように加える。

四 禁止又は制限に係る特定猟具の種類 銃器

平成二十二年十月二十九日
印刷発行

発行人
所

山口県知事
庁